

民生文教常任委員会

1 開 議 令和2年3月13日(金) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第21号 大田原市学童保育館条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第32号 大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 5 議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議について

日程第 9 議案第30号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第31号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席	
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	鈴	木		隆	出席
	深	澤	正	夫	出席
	菊	池	久	光	出席
	君	島	孝	明	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	齋 藤	雅 德	出席
	市 民 生 活 部 長	植 竹	剛	出席
	教 育 部 長	齋 藤	達 朗	出席
	福 祉 課 長	安 在	保 男	出席
	保 育 課 長	遲 沢	典 子	出席
	高 齡 者 幸 福 課 長	高 野	浩 行	出席
	国 保 年 金 課 長	藤 田	いづみ	出席
	市 民 課 長	藤 沼	誓 子	出席
	生 活 環 境 課 長	松 浦	正 男	出席
	教 育 総 務 課 長	大 森	忠 夫	出席
	生 涯 学 習 課 長	津 久 井	静 男	出席

事 務 局	植 竹	広	出席
-------	-----	---	----

傍 聴 者	下野新聞社
-------	-------

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、福祉課長、保育課長、高齢者幸福課長、市民生活部長、国保年金課長、市民課長、生活環境課長、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長であります。

◎議案第21号 大田原市学童保育館条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第21号 大田原市学童保育館条例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（齋藤雅徳君） 保健福祉部長の齋藤でございます。本日はよろしくお願いたします。

議案第21号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案上程の際、概略の説明をさせていただいたところではありますが、本日は担当課長から改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 保育課長、遅沢でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 座って結構でございます。

○保育課長（遅沢典子君） はい。それでは、議案第21号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

資料は41ページからでございます。43ページの補助資料も併せて御覧くださいようお願いたします。大田原市学童保育館条例の公設の学童保育館に関して規定する条例でございます。令和2年4月1日より黒羽学童保育館を閉館することになりましたので、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。44ページを御覧ください。別表の改正をいたします。別表は、第2条に規定しております名称、位置につきましてに記載しております。一番下の欄の名称、黒羽学童保育館、位置、大田原市黒羽田町473番地を削除いたします。学童保育館に関しましては、子ども・子育て支援交付金の補助を受けるに当たり、一つの支援単位を構成する児童の数が10人未満の場合は交付対象とはならないという規定になっております。黒羽学童保育館につきましては、黒羽小学校の児童対象の公設の学

童保育館であります。ここ数年、利用する児童が減少しており、40名の定員に対し、平成31年度は登録児童が11名でありました。このうち実際に学童を利用した児童は9名であります。来年度はさらに利用者が減少する見込みでありまして、7名のみとなる予定であります。黒羽小学校におきましては、黒羽学童保育館のほかに民間の学校法人が運営する学童保育館に通うという選択肢がありまして、こちらの学童に通う児童数は増えているという状況であります。

また、黒羽学童保育館は、旧黒羽町時代には黒羽町立第一保育所として利用されていた施設であります。施設の老朽化により年々修繕費用がかさんでいるという問題も生じておりました。

以上の2つの理由によりまして、令和2年4月1日から黒羽学童保育館を利用している児童は、民間の学校法人が運営する学童保育館に移っていただき、公設の黒羽学童保育館を閉館することといたしました。この閉館する件につきましては、令和元年10月23日に保護者の皆様に対する説明会を開催し、ご了承をいただいております。

なお、これまで同保育館で勤務しておりました支援員の皆様につきましては、民間の学校法人運営の学童保育館で引き続き勤務できるよう調整をいたしました。

42ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するいたします。

以上で大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光君） 説明の中で、来年度7名の予定ということだったのですが、その7名の方については民間のほうの学童保育ということなのですが、移動手段はどのように考えていますか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 移動手段につきましては、学校法人仁平学園さん、黒羽幼稚園さんなのですが、黒羽幼稚園さんの園のバスを利用するということでお迎えに来ていただくことになっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） もう一点です。今回施設の老朽化ということでございますけれども、もともと保育園で使っていた施設だと思っておりますが、今後施設は解体とかそういった取り壊す予定で進むような形になるのでしょうか。

というのは、やっぱり使っていないと老朽化がさらに進むと思うので、空き家的なものになっているのではないかとこのあたりがありますので、その辺のちょっと考えをお聞かせいただけます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 今後は普通財産として管理することになりますが、老朽化がかなり進んでいることから、ほかの用途に利用した場合の維持費を考えますと、まだ正式に決定はしておりませんが、解体することが経費を最小限に抑えることになるのではないかなと保育課としては考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市学童保育館条例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第2、議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（齋藤雅徳君） 議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案上程の際、概略説明させていただいたところでありますが、本日は担当課長から改めてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 高齢者幸福課、高野です。よろしく申し上げます。タブレット資料45ページからの議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

48ページの新旧対照表を御覧ください。敬老祝金は、本市に居住する高齢者に対して敬老祝金を贈ることにより、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表すことを目的としております。今後の高齢化や高齢者人口の増加に鑑み、これまで80歳の方に1万円を、101歳以上の方に2万円を贈っておりましたが、金額を変更し、80歳の方に5,000円、101歳以上の方に1万円と変更いたします。

46ページの改正文を御覧ください。改正条例の附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 1つ質問します。

近隣の市町の状況はどのようになっているかお知らせください。

○委員長（大豆生田春美君） 手を挙げてお願いします。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 敬老祝金を贈っている市町につきましてなのですが、その市町によって様々です。対象年齢、金額、様々な状況がございます。80歳、90歳、100歳のところに贈っているところもあれば、85歳、90歳、100歳、101歳以上とか、様々な状況がございます。金額につきましても、5,000円ですとか、1万円ですとか、100歳の方に10万円ですとか、様々な市町がありますので、そういった状況です。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） 近隣で那須塩原市だけ教えていただけますか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 那須塩原市は、今年度の頭の調査の結果ということでお知らせいたします。どこの市町も見直しをしているところがありまして、ちょっと変わっているところもございますので、年度頭の情報ということでご了解いただきたいのですが、すみません。

那須塩原市、88歳と100歳と101歳以上に贈っています。金額につきましては、88歳につきましては3万円、100歳につきましては5万円、101歳以上につきましても5万円。

○委員長（大豆生田春美君） よろしいですか。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） ちょっと、ただただ切ないなと感じるのですけれども、敬老祝金の例えばこの80歳以上といいますと、何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 80歳以上の人数、来年度の予算を編成するに当たりまして使った数字なのですが、本年10月1日の来年度対象年齢になる方ということでの人数です。80歳664人、100歳31人、101歳以上56人ということで試算いたしました。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の減額については、これは財政状況が厳しい状況ですので、理解するところがあります。ただ、一般市民向けにはいろんなメッセージが伝わる可能性がありますので、特に今後の行政の中で高齢者対応ということで質的な面、量的な面で充実をお願いしたいということで意見を述べます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の
制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第3、議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（齋藤雅徳君） 議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案上程の際に概略説明させていただいたところでありますが、本日は担当課長から改めてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） それでは、議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書はタブレット資料の49ページからになります。

この条例は、ねたきり高齢者、認知症高齢者及び重度心身障害者を介護している方に対し手当を支給し、介護の労をねぎらうとともに、福祉の増進を図ることを目的としています。手当受給者の増加の見込みがありますので、限られた予算でもあり、手当基本額の見直しを行うものです。

52ページの新旧対照表を御覧ください。第5条は、手当額及び支給方法を定めたものでありますが、月額5,000円を3,000円に変更いたします。また、ただし書について、手当額の特例を定めたものでありますが、要介護4または5で市民税非課税世帯の高齢者であって、過去1年間介護サービスを受けていなかった場合には、手当額を1万円とするものでありますが、交付の実績がありませんので、ただし書を削除するものです。

50ページの改正文に戻っていただいて、改正条例の附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） これに対しても、県内の状況を教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） こちらにつきましても、県内市町様々でございます。実施していない市町もございます。金額につきましては、年間12万円というところもございます。月額6,000円、8,000円、3,000円というところもございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） この条例で定義されていますねたきり高齢者等というかたちになっているのですが、大田原市の場合には、このねたきり高齢者含め、該当者というものが増えてくるものなのか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 9月と3月に分けて手当のほうを支給しているのですけれども、本年度9月の支給状況についてお知らせいたします。受給者数は244名、支給数は支給月数にしまして1,161月、支給済み額としましては580万5,000円です。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） それで、ここ数年受給者数というか、該当者というのは増加傾向ですか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 受給者数で申し上げます。26年からということで申し上げてよろしいですか。すみません。上期、下期と分けていないのですけれども、上期としまして26年から30年度まで申し上げますと、291人、288人、240人、256人、234人です。下期で申し上げます。平成26年度からですが、286人、265人、245人、238人、219人ということで、全く明らかに増加というふうな数字ではございません。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今の人数からしますと、人数はそんなに増えていないということですよ。今回この5,000円から3,000円、ほかの市町村もいろいろだということですのでけれども、やっぱり今回のこの2,000円というこのねたきり1人につきのこの2,000円の減額というのは、やっぱり一律20%という大体考え方の中から5,000円から3,000円の理由になってきたという考え方でいいですか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 20パーでいきますと、5,000円から20パーなので4,000円というのが数字になるのかなと思うのですけれども、それを超えて3,000円にさせていただいております。それは先ほど申し上げましたように、高齢者人口の増加等の、またそれによって今後の財政の影響などを考慮しての2,000円減額という扱いです。よろしく申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今の平成26年からの数字からいうと、実際にはそんなに増えていないということですのでけれども、結局は財政ということで考え方ということでいいですね。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） 併せましてご説明いたしますと、このねたきり高齢者等ということで、イメージとしましては、寝たきりの高齢者の方ですけれども、その等の中に重度心身障害者の方、知的障害者の方で常に介護を必要とされる方についても対象としています。

この障害者の方々への周知が足らなかったのではないかとということで、今年度、昨年度末からなのですが、周知を図るようにいたしました。福祉課等の窓口でパンフレットなどを配る、説明するというような周知の仕方ですけれども、それに伴いまして若干申請者が増えてきましたので、それも伴って予算は頭打ちがありますので、金額の減額を考えたということでございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに。

菊池委員。

○委員（菊池久光君） すみません、もう一点だけ。この該当者の中で、今回ただし書がなくなるのですけれども、該当者の中に市民税非課税世帯というお宅が何件ぐらいあるかというのは分かりますか。

○高齢者幸福課長（高野浩行君） いや、今回調べておりません。数字持っておりません。

○委員（菊池久光君） はい、分かりました。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） これは非課税世帯で要介護4から5、障害者も含めてということで、その方たちを見ているご家族への支援ということでとても大切なことだと思いますので、今後また増えていくように財政がちゃんとしたときにはそうにするように意見を申し述べたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市ねたきり高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第32号 大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程第4、議案第32号 大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（齋藤雅徳君） 議案第32号 大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案上程の際に概略を説明させていただいたところでございますが、本日は担当課長から改めてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 福祉課長の安在でございます。よろしく申し上げます。大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。タブレット86ページの議案書を御覧ください。併せましてタブレット88ページの議案書補助資料も御覧ください。

現在社会福祉法人大田原市社会福祉協議会を指定管理者として大田原市福祉センターの管理運営を行わ

せておりますが、令和2年4月に同法人が大田原市役所A別館に事務室等を移転することとなりましたので、同センター内研修室等の貸し館業務等を終了するため、当該福祉センターを廃止する条例を制定するものであります。

タブレット87ページに参りまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） この設置の関係で、恐らく大田原市公民館の敷地内にあるところから移転だと思いますけれども、その出ていかれた後なのですけれども、跡地利用のところはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 今現在福祉センターの中で西部包括支援センターが入っております。そこに新たに中央包括支援センターが入りまして、高齢者幸福課のほうで行政財産として管理していただくような形で現在のところは進めております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 具体的に事業を行うということ、人が滞在するということがよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 包括支援センターですので、相談業務を行っております。ですので、相談員が常駐しております。それで実際に相談があると、相談員はあそこを施錠して出ていくというような形になってくるかと思ひます。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 今鈴木委員のほうの質問にもちよつとかぶる部分があるのですが、今回指定管理者の社協の移転によって管理ではなくなってくるということなのですが、中央包括支援センターが入ってということなのですけれども、今現在の老人クラブ連合会も入っているかと思ひのですが、そちらはどのような考えですか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 老人クラブ連合会の事務局に関しましては、社会福祉協議会と一緒にA別館のほうに移転します。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見をを行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第32号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 大田原市福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、保健福祉部長、福祉課長、保育課長、高齢者幸福課長は退席していただいて結構でございます。

(保健福祉部長、福祉課長、保育課長、高齢者幸福課長退席)

◎議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第5、議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 市民生活部長の植竹です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際に概略説明をさせていただいたところでございますが、本日は担当、藤田課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） 国保年金課の藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。タブレットの53ページを御覧ください。議案補助資料は55ページを御覧ください。

改正の趣旨であります。平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となり、県が医療給付に必要な経費を市町に支払い、市町は国民健康保険事業費納付金を県に納付することになりました。これに伴い、県から示される市町ごとの標準保険料率等を参考に、市町は保険税率等を決定することになり、この標準保険料率等における課税限度額については、地方税法施行令に規定する課税限度額を採用していることから、本市におきましても中間・低所得者層を中心とした負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を地方税法施行令に規定する金額に改正するものであります。

では、新旧対照表でご説明させていただきます。56ページを御覧ください。第2条は課税額を規定し、第20条は国民健康保険税の減額について規定しておりますが、第2条第2項ただし書中及び第20条中、医療分基礎課税額の課税限度額58万円を61万円に改め、3万円引き上げるものであります。

なお、後期高齢者支援金の課税限度額は19万円、介護納付金の課税限度額は16万円で、それぞれ現行のまま据置きますので、課税限度額合計を現行の93万円から3万円引き上げて96万円といたします。

54ページに戻りまして、附則第1項は施行期日を規定するもので、この条例は令和2年4月1日から施行するとし、附則第2項は経過措置を規定するもので、この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 今お聞きして、医療分が61万円で、後期が19万円のまま、介護も16万円のままというところで、合計96万円なのですけれども、近隣の様子は分かりますか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） 那須塩原市が現在89万円でして、那須町が大田原市と同じ93万円です。来年限度額を上げる予定でおりますのは、那須町が96万円に引き上げるという予定だそうです。那須塩原市は現行のまま89万円のままということでした。理由を伺いましたところ、基金がかなりあるのでというお話をされておりました。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の変更で変更の対象になってこられるご家庭ですか、世帯数分かりますか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） 今回対象になる世帯数なのですけれども、現在医療分の限度額超過世帯は140世帯でして、これを3万円引き上げることによりまして116世帯が限度超過世帯となります。24世帯は、その93万円から96万円の間に入ることになります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第6、議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、本会議におきまして、議案上程の際に概略を説明させていただいたところではありますが、本日は担当、藤沼課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 市民課長。

○市民課長（藤沼誓子君） 市民課長の藤沼でございます。よろしくお願いいたします。私からは、提出議案及び補助資料の57ページ、改正文につきましては58ページになりますが、議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案補助資料の59ページを御覧ください。本条例改正の趣旨でございますが、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、本市におきましても国の要領改正に基づき、印鑑条例の一部を改正するものであります。これまで本市の印鑑条例では、成年被後見人は印鑑登録の資格を有しておりませんでした。今般の改正により、成年被後見人でも意思能力を有していることが確認できれば、本人申請により印鑑登録申請を可能とする内容に改めるものであります。

それでは、新旧対照表においてご説明申し上げます。資料60ページを御覧ください。第2条は、登録資格について規定しておりますが、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めます。なお、15歳未満の者は、意思能力にかかわらず、除くことが前述されておりますので、括弧書きの中で15歳未満は除くとしております。この条項を改めることによりまして、成年被後見人本人から印鑑登録申請があった場合、法定代理人が同行しており、かつ本人が意思能力を有していることが確認できれば、その申請を受け付けることができることといたします。

第12条第2項につきましても、第2条の内容との整合性を図りまして、意思能力を有しない者となったときに改めるものであります。

資料のほう58ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 意思能力を有する、有しないというのはどういった判断でなされますか。

○委員長（大豆生田春美君） 市民課長。

○市民課長（藤沼誓子君） お答えいたします。

それにつきましては、法定代理人に同行していただきまして、職員2名と法定代理人、それから法定代理人につきましては、法定代理人の弁護士等の資格を確認させていただき、そこで口頭で本人の意思を確認させていただくという状況になります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 運用のところは分かったところでございますが、実際ほかの自治体の例、それから国のガイドライン等々、恐らく出てくると思いますので、慎重なる判断で運用をお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第25号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第7、議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして、議案上程の際、概略説明させていただいたところでございますが、本日は担当、松浦課長より改めてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 生活環境課長の松浦と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

改正の趣旨であります、都市計画道路3・3・2号大田原野崎線の開通に伴い、市営バスを通してほしいという地元からの要望によりまして、既存路線蛭田・湯津上線の一部を経路を変更し、3・3・2号大田原野崎線を経由するための改正と、併せて黒羽高校が令和2年度から小規模特例校となりますが、通学の利便性を高めることで生徒数を確保し、黒羽高校の存続に寄与するため、また学校側やPTAからの強い要望によりまして、黒磯駅から黒羽高校間の新規路線を追加するために条例の一部を改正するものです。

では、新旧対照表でご説明させていただきます。64ページを御覧いただきたいと思います。市営バスの運行路線は、第3条、運行路線及び運行日で別表のとおりとすると規定されておりますので、別表第3条関係を改正いたします。路線番号9番の既存路線蛭田・湯津上線を3・3・2号大田原野崎線経由とするために、中央多目的公園前の通りを運行し、市役所に行く経路に変更し、主たる経路地に中央を追加いたします。また、総延長を短縮するために起点をなかがわ水遊園からやすらぎの湯に改正しますので、佐良

土湯津上は削除します。

次に、新規路線として11番目に黒磯駅・黒羽高校線を追加します。起点を黒磯駅東口とし、主たる経由地は鍋掛、寒井、堀之内地内を通り、終点を黒羽高校とします。運行日は、休日及び年末年始を除く毎日といたします。

62ページに戻っていただきまして、附則のとおり、本条例は令和2年4月1日から施行するといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

深澤委員。

○委員（深澤正夫君） なかがわ水遊園からやすらぎの湯に変わったという理由は、地元の要望で変わったのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） まず、平成30年度につきましては、そのやすらぎの湯がスタートでした。DC等がありまして、水遊園を利用するお客様のために、それと地元でデマンドに代わるときに要望がありまして、経路を延長した経過がございます。

実際に経路を延長した後、平成31年度の利用を見ますと、その間の利用については、特定の1名が時々というか、毎日ではないのですが、利用する程度でした。それと、観光で利用された方についても1名でした。ということで、時々利用される1名につきましては、内容のほうをうちのほうで確認をさせていただきまして、関東バスあるいはデマンドでの利用で出かけられるということを確認しましたので、今回その部分について経路を短くさせていただきました。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） その湯津上地区としては、デマンドで対応していくという考えでよろしいのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） デマンドが湯津上全域を運行しておりますので、デマンドでの対応。それと、関東バスでの対応ということをお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 黒羽高校の存続のために大切なことだと思いました。路線があることを近隣の市や町に伝えて、生徒の確保なんかにはつなげていくのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 黒羽高校を通しまして、今回も新入学生についてもバスが、まだ議会を通っていないので、正式なものではないのですが、バスが通る準備というか、バスが通るように進めておりますということは学校を通して通知されております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(大豆生田春美君) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大豆生田春美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議について

○委員長(大豆生田春美君) 次に、日程第8、議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(植竹 剛君) 議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議につきましては、本会議におきまして、議案上程の際、概略を説明させていただいたところでございますが、本日は担当、松浦課長より改めてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(大豆生田春美君) 生活環境課長。

○生活環境課長(松浦正男君) それでは、引き続きでよろしくお願いいたします。議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議についてご説明させていただきます。資料につきましては、89ページを御覧いただきたいと思っております。さらに、議案補助資料は93ページから94ページとなっております。

先ほどの議案第26号でご説明いたしました新規路線となる黒磯駅・黒羽高校線につきましては、運行経路の一部が那須塩原市の区域内を通ることとなります。また、那須塩原市の既存のゆーバス乗降所を大田原市の市営バスの乗降所として使用すること、また鍋掛交差点に停留所を1カ所増設することから、地方自治法第244条の3第1項の公の施設の区域外設置、こちらに当たりますので、那須塩原市との協議が必要となります。

また、同法の規定により協議に当たっては、大田原市、那須塩原市両議会の議決を経なければならないとされておりますことから、今回審議するものであります。

それでは、資料の90から91ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが協議書となります。協議書の主な箇所について説明させていただきます。まず、本協議につきましては、地方自治法に基づくものであるということで、こちらを規定し、第1条、第2条では運行路線及び乗降所の設置、バスの運行路線名

として運行内容を記載しております。

第4条では運行等に要する経費として、運行に係る経費は本市が負担する旨を記載しておりますが、共同利用するゆーバスの乗降所については、設置者がそれぞれで管理を行う旨をただし書として記載しております。

第6条では運行路線の廃止等として、協定締結後の廃止や変更、こちらがある場合には、那須塩原市の意見を聴取する旨を記載して、第7条では疑義の協議として疑義が発生した場合については、甲乙の協議により解決する旨を記載しております。

また、92ページ、別表として、1で運行する市道、県道の名称と区間、距離を、2で那須塩原市区域内の乗降所の名称と位置を表示しています。那須塩原市内につきましては、路線バスゆーバスと同じ経路を運行するため、停留所を共有することで了解をいただいておりますが、最後の鍋掛交差点は大田原市として新たに設けるものとなります。

なお、運行路線及び乗降所につきましては、議案補助資料として94ページに運行経路図、地図のほうを添付させていただいておりますので、ご参考にいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第33号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議については、原案を可とすることに決しました。

ここで、市民生活部長、国保年金課長、市民課長、生活環境課長には退席をしていただいて結構でございます。大変にご苦労さまでした。

（市民生活部長、国保年金課長、市民課長、生活環境課長退席）

◎議案第30号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第9、議案第30号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 議案第30号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書77ページを御覧ください。

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奨学金返還の免除要件に関して、奨学生または奨学生であった者が障害を負った場合に返還金の残額を免除することを可能とする規定を追加し、併せて奨学生の資格について文言の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

○委員長（大豆生田春美君） 着座で結構でございます。

○教育部長（斎藤達朗君） はい。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） 教育総務課長の大森です。よろしくお願ひいたします。それでは、私から新旧対照表によりご説明申し上げますので、80ページを御覧ください。併せて前後の議案書補助資料もご参照ください。

第3条は奨学生の資格に関する規定でありまして、第3号中、身体が健康であるとの文言を削る改正であります。

次に、第11条は返還の免除に関する規定でありまして、第1項は号立てに改め、第1号で死亡したときとし、第2号で規則で定める障害を負ったときを追加いたします。この規則で定める障害の程度は、議案書補助資料にありますとおり、障害の程度に応じて第1級及び第2級に区分し、第1級は返還未済額の全額、第2級は返還未済額の4分の3以内を減免の対象とするものであります。これらに該当した場合には、奨学生及び連帯保証人の経済的事情を勘案して教育委員会が決定することといたします。

また、括弧書きの内容ですが、大田原市奨学金を申請する時点において規則で定める障害を有する奨学生にあっては、当初有する障害とは別の障害を負った場合または障害の程度が重度化した場合にのみ免除要件に該当することとなります。

なお、別表に定める障害の程度や状態につきましては、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金制度における返還免除要件に準じたものとなっております。

78ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するとしているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査よろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） この障害の程度の1級、2級とあるのですが、この2級の両眼の視力が0.1以下というのがあるのですが、これは市独自で決めた判断なのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） こちらは学生支援機構の要綱がありまして、そちらを準用させていただいております。それに準ずるということで。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） こういうことが起こる実際の件数なんか分かれば教えてください。

- 委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（大森忠夫君） まだ、この免除、今までも死亡で免除になったというのは、これまでも過去に1件だけございました。この方は学生でありながら亡くなられた方でした。その方については、家族の方とお話をしまして、まだ奨学金を借りている途中だったのですが、亡くなられた方がありましたので、その方には家族と相談して免除したということが1件だけございました。それ以外はございませんでした。
- 委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 隆君） 近隣での類似の例があれば教えてください。
- 委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（大森忠夫君） こちらの3号中にありました身体が健康である者という文言が入ってありました条例、奨学金条例は、栃木県内の14市のうち9市においてはもう既にこの健康である者という文言は入っていなかった市がございまして、5市は入っていました。そのうち大田原市も入っておいりましたので、大田原市がこの身体が健康である者という文言を削除いたしますれば、4市はまだ入っている状態でありまして、そのほか10市は身体が健康である者という文言は入っていない市のほうが多いということになります。
- さらに、こちらの障害を負ったときの免除規定につきまして、県内で申し上げますと、栃木市と鹿沼市、日光市、那須塩原市、さくら市、下野市の6市は障害を負ったときも減免の規定が入っておりまして、大田原市もそこに加わるということがございますので、7市は免除規定に障害を負った場合という文言が入っているということがございます。
- 委員長（大豆生田春美君） ほか。
- 菊池委員。
- 委員（菊池久光君） 今回大きく2点あると思うのですけれども、今回の改正に踏み切った最大の理由というか、多分奨学生が安心して奨学金を借りられるということかなと思うのですけれども、その辺をお聞かせいただければと思います。
- 委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（大森忠夫君） 議員おっしゃるとおり、奨学金を借りる方が年々減ってきているというのも事実でございまして、規則のほうでなのですけれども、こちらの条例改正も合わせてなのですけれども、規則のほうでも連帯保証人の方を市内在住の方をお二人というふうにしていたのですが、1人は当然両親、家族の方なのですけれども、保護者なのですけれども、もう一人を市内在住という要件をなくしまして、市外の方でも経済的に担保できる方であれば連帯保証人になるということで、そういったのも合わせて奨学金の制度全体を見直そうといったときに、条例の中のこういった身体の部分についても健康であるという文言は今の時代にはもうそぐわないのではないのかとか、そういったところで今回併せて改正したというところがございます。
- 委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。
- 委員（菊池久光君） 先ほどの質問の中で実際の件数、死亡が1件ということでお聞きしたのですけれども、現在のその免除要件の中で改正になるのではないですか。その中で障害を得た者という形になってくる場合に、該当しそうな方というのは実際いらっしゃるのか把握しています。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） この条例を策定するに当たりまして、他市の状況も聞いてみたのですが、他市のほうでも該当した方はいらっしゃらないというところでした。大田原市も今のところ相談の受付申請をしている中では、特にそういった方はいらっしゃらないのですけれども、今後奨学金の制度の募集をしていく上ではPRをしていければと思っております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第31号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第10、議案第31号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 議案第31号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書82ページを御覧ください。

大田原市ふれあいの丘の非常勤特別職のうち、現在任命していない職名を削除し、また天文館及び自然観察館の開館時間の変更に伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 生涯学習課長の津久井です。よろしくお願いいたします。それでは、85ページ、新旧対照表により改正点をご説明いたします。

第4条は職員の規定でありまして、陶芸指導員を削ります。

次に、第9条は利用時間の規定でありまして、第5号で自然観察館の利用時間は午前9時から午後5時までとなっていたものを午前9時30分から午後4時30分までに改め、第6号で天文館の利用時間は午前9時から午後9時30分までとなっていたものを午後1時30分から午後9時までと改めるものであります。

陶芸指導員につきましては、平成25年度の指定管理制度導入時から指定管理者の契約社員として雇用されており、今後も市での直接雇用は考えておりません。

また、自然観察館、天文館の開館時間の変更につきましては、従来非常勤特別職と臨時職員により運営を行ってまいりましたが、令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行するため、勤務体制を施設利用の実績に照らして見直しを行った結果、利用者の少ない時間帯の供用を取りやめるなどして開館時間を変更したものであります。

83ページの議案書にお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 陶芸指導員ということなのですかけれども、かつては常駐されていたのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 陶芸指導員につきましては、ふれあい学習振興財団当時から在籍はしておりました。ただ、25年度から指定管理者に移行した際に、指定管理者のほうの雇用に切替えをいたしまして、職務としては以前と同じようなことをやっていたいております。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） では、陶器のこの焼成の設備なんかは、これからどうなさるのでしょうか。

○生涯学習課長（津久井静男君） 現在も勤務されておまして、現在もふれあいの丘の陶芸の指導ということで宿泊学習時の陶芸の指導といったことを行っております。また、ふれあいの丘の自主事業などで陶芸教室などをする際には、指導という形で携わっております。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） それでは、今いらっしゃる方がこれから直接雇用は考えていないということで、なくなるということではないのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） ご質問のとおりでございます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第31号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当常任委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時01分 散会